

10191-1110  
令和 6年 5月1日

各小・中・義務教育学校長 殿

中部教育事務所長  
(公印省略)

令和6年分所得税の定額減税に係る関係データの提出について（依頼）

令和6年税制改正に伴い、令和6年6月1日以降の給与については源泉徴収の際に定額減税が行われます。

つきましては、定額減税を実施するにあたり、各職員の定額減税額を算出する必要がありますので、下記により提出してください。

記

1 対象者

令和6年6月1日に在籍する正規採用職員、再任用職員（短時間を含む）及び臨時的任用職員

2 送付書類及び留意事項  
別紙のとおり

3 提出データ  
定額減税額入力シート

4 提出期限  
令和6年5月21日（火）

5 提出用アップロードURL  
別途連絡いたします。

## 6 その他

該当職員から提出された「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」又は手書き修正した「扶養控除等申告書」は、各学校で保管してください。

総務課 総務第一担当

総務第二担当

電 話：0985-44-3322

ファクシミリ：0985-44-3330

## 別紙

### 1 送付書類及び留意事項

#### (1) 令和6年分所得税の定額減税について

- ・ 職員へ配付ください。
- ・ 「(4) 定額減税額入力シート」へ入力する同一生計配偶者数及び扶養親族数についてはこちらを参照ください。

#### (2) 定額減税を行うにあたり申告書の提出が必要な職員

- ・ 職員へ配付ください。  
提出期限欄については空欄となっているため、各所属で設定ください。
- ・ ①～③に該当する職員においては「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」又は手書き修正した「扶養控除等申告書」の提出を受けてください。

#### (3) 源泉徴収に係る定額減税のための申告書

職員へ配付ください。

#### (4) 定額減税額入力シート

- ・ 令和6年6月1日に在籍する正規採用職員、再任用職員（短時間も含む）及び臨時的臨時的任用職員を全て入力ください。
- ・ 提出ファイルの名は「【所属コード+所属名】+定額減税額入力シート」としてください。  
例：【16001 大宮高校】定額減税額入力シート
- ・ 提出後、新たに採用された職員や退職した職員がいる場合には別途メール等でお知らせください。

### 2 その他

定額減税の詳細については、国税庁HPの「定額減税特設サイト」を御覧ください。

URL: <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

# 令和6年分所得税の定額減税について

令和6年6月1日以後に支払う給与等について源泉徴収を行う際に定額減税を行います。

## 1 定額減税の概要

### 定額減税の対象となる人

令和6年分所得税の納税者となる職員で、令和6年分の合計所得額が1,805万円以下の職員です。

### 定額減税額

定額による所得税の特別控除の額（以下「定額減税額」という。）は次の金額の合計額です。ただし、その合計額が所得税額を超える場合には、控除される金額はその所得税額が限度となります。

- ①職員本人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3万円
- ②同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限る）・・・・・・ 1人につき3万円

#### 【同一生計配偶者】

職員と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除く）のうち、**合計所得金額が48万円以下**の人です。

#### 【扶養親族】

職員と生計を一にする親族（青色事業専従者等を除く）のうち、**合計所得金額が48万円以下**の人です。  
所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく、**16歳未満の扶養親族も含まれます。**

※「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人です。  
※給与所得だけの場合、給与の**収入金額が103万円以下**であれば、**合計所得金額が48万円以下**です。

## 2 定額減税の実施方法

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下「扶養控除等申告書」という。）の内容に基づいて、以下の①及び②により定額減税を行います。

### ① 月次減税

令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含む。以下同じ。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額（以下「月次減税額」という。）を控除します。

※ 職員から提出された令和6年分の扶養控除等申告書により、その現況における「同一生計配偶者と扶養親族の数」を基に定額減税額を算定します。

もし、内容に変更がある場合や職員と他の人とが同一の人を扶養親族としてそれぞれの扶養控除等申告書に記載している場合には、**「扶養控除等申告書」を手書き修正して提出**又は**「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出**する必要があります。

→ 別添**「定額減税を行うにあたり申告書の提出が必要な職員」**を参照

※ 令和6年6月1日以後、「同一生計配偶者と扶養親族の数」に異動等があった場合には、年末調整又は確定申告で調整することになります。

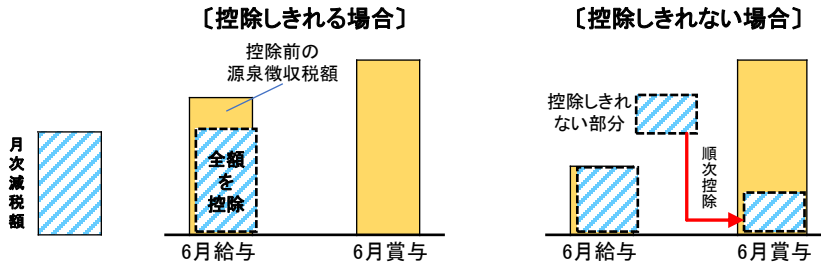
### ② 年調減税

年末調整の際に、年調所得税額から年末調整時点の定額減税額（以下「年調減税額」という。）を控除します。

（年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行います。）

### 3 月次減税

月次減税では、令和6年6月以後に支払う給与等に対する源泉徴収額から月次減税額を控除します。控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払う給与等に対する源泉徴収額から順次控除します。



#### 控除対象者

令和6年6月1日現在、在職している職員のうち、扶養控除等申告書等を提出している職員が月次減税額の控除対象（以下「控除対象者」という。）となります。

#### <控除対象者に該当しない職員>

- ◆令和6年6月1日以後支払う給与等の源泉徴収において、源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される職員（扶養控除等申告書を提出していない職員）
- ◆令和6年6月2日以後に採用された職員
- ◆令和6年5月31日以前に退職した職員
- ◆令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった人

※控除対象者がその後、他の給与支払者に扶養控除等申告書を提出した場合は、控除対象者から外れます。

※控除対象者のうち、令和6年分の合計所得額(見積額)が1,805万円を超えると見込まれる職員についても、月次減税を行います。（年末調整で精算します。）

### 4 年調減税

年調減税では、年末調整の際に、年調減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。詳しくは、年末調整の際に改めてお知らせする予定です。

#### 年調減税対象者

年末調整の対象となる人が、原則として年調所得税額（年末調整により算出された所得税額で、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額。以下同じ。）から年調減税額を控除する対象者となります。

ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる職員については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うこととなります。

#### 年調減税額の控除

年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた金額が、令和6年分の年調年税額となります。

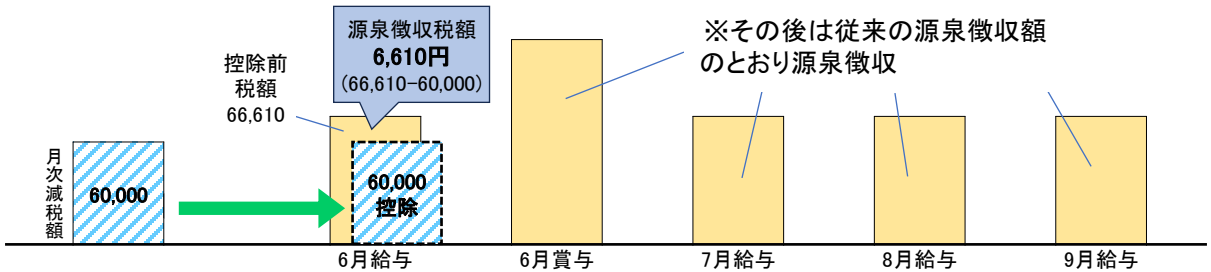
## 5 月次減税の計算例

<事例> 「同一生計配偶者」・・・無、「扶養親族」・・・1名の場合  
 30,000円(本人分) + 30,000円×1名(扶養親族分)  
 = 60,000円(月次減税額)

### ① 月次減税額の金額が控除前税額金額以下となる職員の場合 (月次減税額金額 ≤ 控除前税額金額)

この場合には、月次減税額が全額控除できますので、**控除前税額から月次減税額を控除した差額が実際に源泉徴収する税額**となります。(差額が0円の場合は実際に源泉徴収する税額はないこととなります。)

また、月次減税はこの初回で終了し、その後に支払う給与等に対する源泉徴収税額は従来の方法で算出された税額となります。

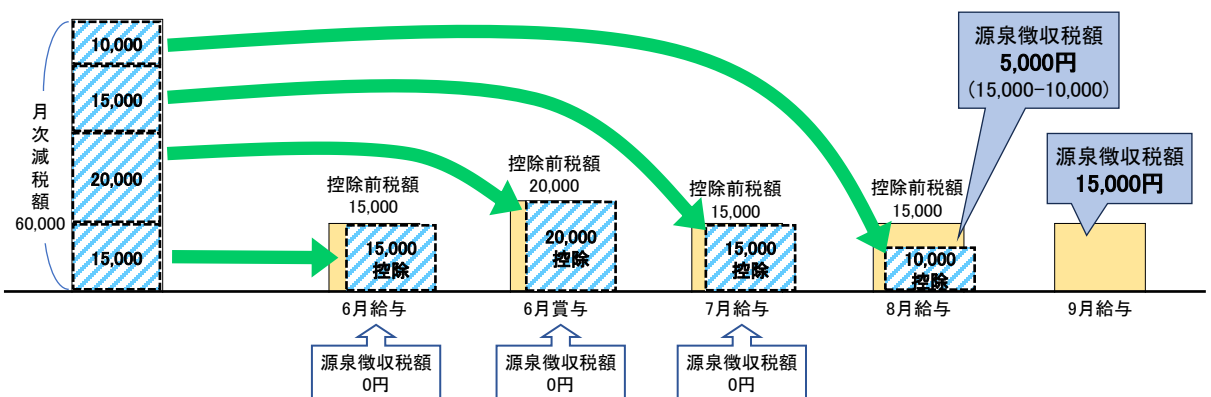


上記の事例では、月次減税額(60,000円)が最初に支払う6月給与の控除前税額(66,610円)以下となるため、月次減税額を6月給与の控除前税額から全額控除し、控除した後の残額(6,610円)が6月給与に係る源泉徴収税額になります。その後は控除できる月次減税額はありませので、年末調整を行う前までは従来方法で源泉徴収税額を算出します。

### ② 月次減税額の金額が控除前税額金額を超える職員の場合 (月次減税額金額 > 控除前税額金額)

この場合には、初回の給与等の支払時においては、**月次減税額の一部については控除しきれませんので**、控除前税額から同額の月次減税額を控除することになり、**実際に源泉徴収する税額はないこと(0円)**になります。

二回目以降の給与等の支払時においては、初回で控除しきれなかった部分の金額を限度として、その**控除しきれない金額がなくなるまで**、以後支払う令和6年分の給与や賞与(令和6年分の年末調整を行う時の給与や賞与を除きます。)に係る控除前税額から、**順次控除**することになります。(控除しきれない間は、実際に源泉徴収する税額はないこと(0円)になります。)



上記の事例では、月次減税額(60,000円)が最初に支払う6月給与の控除前税額(15,000円)を超えるため、6月給与で控除しきれなかった部分の月次減税額は、以後支払う6月賞与、7月給与、8月給与に係る控除前税額から、順次控除します。9月以降は控除できる月次減税額はありませので、年末調整を行う前までは従来方法で源泉徴収税額を算出します。

# 定額減税を行うにあたり 申告書の提出が必要な職員

月次減税は、令和5年分年末調整の際に提出された「令和6年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(以下「扶養控除等申告書」という。)」の内容を基に行います。

以下の①～③に該当する職員については、所属の給与事務担当者へ申告書の提出が必要です。

**【提出期限：令和6年 月 日( )】**

※昨年度に年末調整を行った職員については、自分が提出した扶養控除等申告書の内容を確認したい場合は、所属の給与事務担当者へお尋ねください。

## ① 扶養控除等申告書に記載されていない同一生計配偶者や扶養親族がいる場合

### <該当する職員>

- ◆配偶者は同一生計配偶者に該当しているが、職員本人の令和6年の所得見積額が900万円を超えると申告していた職員
- ◆配偶者の令和6年の所得見積額が、当初95万円を超えていたが、その後収入の減少が見込まれ、48万円以下になった職員
- ◆新たに子どもが生まれたなど、扶養親族の追加があった職員

提出書類：「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」(記載例は3ページ)

## ② 扶養控除等申告書に記載されている配偶者や扶養親族の所得見積額に変更が生じ、所得見積額が「48万円以下→48万円超え」又は「48万円超→48万円以下」になる場合

### <該当する職員>

- ◆配偶者の令和6年の所得見積額が、当初48万円超え95万円以下であったが、その後収入の減少が見込まれ、48万円以下になった職員
- ◆配偶者や扶養親族の令和6年の所得見積額が、当初48万円以下であったが、その後収入の増加が見込まれ、48万円超えになった職員

提出書類：手書き修正した「扶養控除等申告書」(記載例は5ページ)

## ③ 扶養親族について、同一の人を職員と他の人がそれぞれ扶養控除等申告書に記載している場合

職員と他の人とが同一の人を扶養親族としてそれぞれの扶養控除等申告書に記載している場合は、その両者が**重複して定額減税を受けることはできません。**必ず、どちらか一方の扶養親族としてください。

提出書類：手書き修正した「扶養控除等申告書」(記載例は7ページ)



# ① 扶養控除等申告書に記載されていない同一生計配偶者や扶養親族がいる場合

## 令和 6 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

000099999

記載すべき個人番号は給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない

所轄税務署長等 <b>宮崎</b> 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 宮崎県知事 河野 俊嗣 (フリガナ) 〇〇 〇〇 あなたの氏名 〇〇 〇〇	あなたの個人番号 *:*:*:*:*:*:*:*:*:*	あなたの生年月日 昭和50年12月12日	世帯主の氏名 〇〇 〇〇	あなたの続柄 本人	扶 養 控 除 等 申 告 書 の 提 出 の 場 合 に は 、 〇 印 を 付 け て く だ さ い。
	給与の支払者の法人(個人)番号 40000020450006	あなたの住所 (郵便番号 880-0001)				

◎配偶者は同一生計配偶者に該当しているが、職員本人の令和6年の所得見積額が900万円を超えると申告していた場合  
◎配偶者の令和6年の所得見積額が、当初95万円を超えていたが、その後収入の減少が見込まれ、48万円以下になった場合

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号 あなたとの続柄 生年月日	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和6年中に異動がある場合に記載してください。以下同じ。)
A 源泉控除対象配偶者(注1)			円			
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平21.1.1以前生)			円			
◎年末調整後(扶養控除等申告書提出後)に、控除対象扶養親族に該当する親や子どもの追加があった場合						
C 障害者、寡婦ひとり親又は勤労学生						

◎この申告書は、あなたの給与についての扶養控除障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうち1か所しか提出することができません。  
◎この申告書の記載に当たっては、申告についてのご注意等をお読みください。

該当する場合の提出書類の記載例は3ページ参照

障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	ひとり親	勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)	異動月日及び事由
	一般の障害者				(人)					
	特別障害者				(人)					
	同居特別障害者				(人)					

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

○住民税に関する事項 (この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族(該当する場合は〇印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和6年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。
							円		
◎年末調整後(扶養控除等申告書提出後)に、新たに子どもが生まれた場合									
							円		

退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する場合は〇印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
						配偶者 30歳未満又は70歳以上 障害者	円	一般 特別	

2023c0700008064



「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の記載例 (①に該当する場合)

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長 <b>宮崎</b> 税務署長	給与の支払者の 名称(氏名) <b>宮崎県知事 河野 俊嗣</b> <small>※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。</small>	(フリガナ) あなたの氏名 <b>〇〇 〇〇</b>
	給与の支払者の 法人番号 <b>4 0 0 0 0 2 0 4 5 0 0 0 6</b>	あなたの住所 又は居所 <b>宮崎市橋通西1-1-1</b>
	給与の支払者の 所在地(住所) <b>宮崎市橋通東2丁目10番1号</b>	



～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです。)に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

**【源泉徴収に係る申告書として使用】** …令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。  
令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受ける際には、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。

**【年末調整に係る申告書として使用】** …年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」(兼用様式)を使用して提出してください。

※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の

◎ 扶養控除等申告書に記載されていない「同一生計配偶者」又は「扶養親族」がいる場合は、**その該当者のみ**記載してください。

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
〇〇 〇〇	※※ 記載不要 ※※	明(昭) 55・10・10	宮崎市橋通西1-1-1	<input checked="" type="checkbox"/>	290,000 円
〇〇 〇〇		大平			

○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
◇◇ ◇◇	※※ 記載不要 ※※	明・平・大・昭(令)	6・1・20	宮崎市橋通西1-1-1	<input checked="" type="checkbox"/>	0 円
◇◇ ◇◇		明・平・大・昭(令)	・ ・ ・		<input type="checkbox"/>	円
		明・平・大・昭(令)	・ ・ ・		<input type="checkbox"/>	円

② 扶養控除等申告書に記載されている配偶者や扶養親族の所得見積額に変更が生じ、所得見積額が「48万円以下→48万円超え」又は「48万円超→48万円以下」になる場合

令和 6 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

000099999

記載すべき個人番号は給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない

所轄税務署長等 <b>宮崎</b> 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 宮崎県知事 河野 俊嗣	(フリガナ) あなたの氏名 ○○ ○○	あなたの生年月日 昭和50年12月12日	あなたからの住所 宮崎市
市区町村長	給与の支払者の法人(個人)番号 4 0	あなたの氏名 ○○ ○○	世帯主の氏名 ○○ ○○	

**扶**

◎配偶者の令和6年の所得見積額が、当初48万円超え95万円以下であったが、その後収入の減少が見込まれ、48万円以下になった場合

※所得見積額を誤って収入金額で申告していた場合、その金額が48万円を超えていたら定額減税額の計算には含まれません。

区分等	(フリガナ)氏名	あなたとの続柄	生年月日	特定扶養親族 (平14.1.2生~平18.1.1生)	所得の見積額	生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和6年中に異動があった場合は記載してください。以下同じ。)
A 源泉控除対象配偶者 (注1)	△△ △△	* * * * *	昭53.11.11		700,000 円		宮崎市橋通西1-1-1	
B 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平21.1.1以前生)	△△ △△	* * * * *	平17.10.10	<input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族	290,000 円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	宮崎市橋通西1-1-1	
				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
				<input type="checkbox"/> 特定扶養親族		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		

◎配偶者や扶養親族の令和6年の所得見積額が、当初48万円以下であったが、その後収入の増加が見込まれ、48万円を超える場合  
(ほとんど例は無いと思われませんが、16歳未満の扶養親族で所得がある場合も同様です。)

※所得見積額を誤って収入金額で申告していた場合、その金額が48万円を超えていたら定額減税額の計算には含まれません。

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
◎この申告書の記載に当たっては、申告についての「ご注意等」をお読みください。

該当する場合の提出書類の記載例は5ページ参照

◎住民税に関する事項 (この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族 (該当する場合は○印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族 (平21.1.2以後生)						円	
2						円	

※「令和6年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (該当する場合は○印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
退職手当等を有する配偶者・扶養親族					<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	

※「令和6年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

○配偶者  
○障害者  
○38万円以上の支払

「扶養控除等申告書」修正の記載例 (②に該当する場合)

令和 6 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

000099999

記載すべき個人番号は給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない

扶

所轄税務署長等 <b>宮崎</b> 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 宮崎県知事 河野 俊嗣 <small>(フリガナ) ○○ ○○</small>	あなたの氏名 ○○ ○○	あなたの生年月日 昭和50年12月12日	世帯主の氏名 ○○ ○○	あなたの個人番号 4 0 0 0 0 0 2 0 4 5 0 0 0 6	あなたの住所又は居所 宮崎市橋通西1-1-1 <small>(郵便番号 880-0001)</small>	あなたとの続柄 本人	配偶者の有無 有	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出  (通出している場合には、○印を付けてください。)
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所) 宮崎市橋通東2丁目10番1号	あなたの住所又は居所 宮崎市橋通西1-1-1							

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族(昭30.1.1以前生)	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。)	住所又は居所	異動月日及び事由 <small>(令和6年中に異動があった場合には記載してください(以下同じ。))</small>
		あなたとの続柄	生年月日					
A 源泉控除対象配偶者(注1)	○○ ○○ ○○ ○○	*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*	昭53.11.11		420,000 <del>700,000</del>		宮崎市橋通西1-1-1	
B 控除対象扶養親族(16歳以上) (平21.1.1以前生)	1 △△ △△ △△ △△	*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:*:	平17.10.10	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	550,000 <del>200,000</del>	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	宮崎市橋通西1-1-1	
	2			<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
	3			<input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上		
	4			<input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払		
C 障害者、寡婦 ひとり親又は 勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 区分 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	本人 同一生計配偶者(注2) 扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、「2 記載についての注意」の(8)をお読みください。)				異動月日及び事由

◎当初の所得見積額を二重線で見え消しし、余白に修正後の所得見積額を記載してください。  
(控除対象扶養親族の所得見積額が48万円を超えた場合は、所得税の所得控除対象からも外れます。)

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由
------------------------	----	---------	------	--------	-------------------	---------	--------	----------

○住民税に関する事項 (この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※(令和6年中の所得の見積額)欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。
	1						円		
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
						<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	寡婦又はひとり親 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

◎この申告書は、あなたの給与についての扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
◎この申告書は、2か所以上から給与の支払  
◎この申告書の記載に当たっては、申告につ  
注意等をお読みください。  
異なる場合には、そのうち1か所にししか提出することができません。

2023C700008064

### ③ 扶養親族について、同一の人を職員と他の人がそれぞれ扶養控除等申告書に記載している場合

令和 6 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書										0000999999		
記載すべき個人番号は給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない										扶		
所轄税務署長 <b>宮崎</b>	給与の支払者の名称(氏名) 宮崎県知事 河野 俊嗣	(フリガナ) あなた(あなた)の氏名 〇〇 〇〇	あなたの生年月日 昭和50年12月12日	世帯主の氏名 〇〇 〇〇	あなたの住所 (郵便番号 880-0001) 宮崎市橋通西1-1-1						配偶者の有無 有	扶 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、〇印を付けてください。) 必要ありません。
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号 4 0 0 0 0 0 2 0 4 5 0 0 0 6	あなたの個人番号 *****	あなたの住所又は居所	あなたの続柄 本人								
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所) 宮崎市橋通東2丁目10番1号	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所								
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。												
区分等	個人番号											
源泉控除対象配偶者(注1)	同居老親等 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 0 円 宮崎市橋通東3-3-3											
主たる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族(16歳以上)(平21.1.1以後生)	1	▲▲▲▲▲▲		*****		昭29. 2. 2		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 0 円		宮崎市橋通東3-3-3		
	2	▲▲▲▲▲▲		*****				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 0 円				
	3							<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 0 円				
	4							<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 0 円				
障害者、寡婦ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生 障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。) 異動月日及び事由											
他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名 続柄 生年月日 住所又は居所 氏名 続柄 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由 同様に16歳未満の扶養親族を職員と他の人がそれぞれ扶養控除等申告書に記載している場合											
○住民税に関する事項 (この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)												
16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ)氏名 氏名	個人番号 *****	あなたの続柄 子	生年月日 平24. 8. 8	住所又は居所 宮崎市橋通西1-1-1	控除対象外国外扶養親族(該当する場合は〇印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※) 0 円	異動月日及び事由	※「令和6年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。			
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する場合は〇印を付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由			

該当する場合の提出書類の記載例は7ページ参照

○この申告書は、あなたの給与について扶養控除障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
 ○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
 ○この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうち1か所しか控除を受けることができません。  
 ○この申告書の記載に当たっては、申告についてのご注意等をお読みください。



「扶養控除等申告書」修正の記載例 (③に該当する場合)

令和 6 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

0000999999  
記載すべき個人番号は給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない

所轄税務署長等 <b>宮崎</b> 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 宮崎県知事 河野 俊嗣 <small>(フリガナ)</small> 〇〇 〇〇 あなたの氏名 〇〇 〇〇	あなたの生年月日 昭 和 5 0 年 1 2 月 1 2 日 世帯主の氏名 〇〇 〇〇	あなたの個人番号 4 0 0 0 0 0 2 0 4 5 0 0 0 6 あなたの住所又は居所 (郵便番号 880-0001) 宮崎市橋通西 1-1-1	あなたとの続柄 本人	配偶者の有無 有	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 扶             </div> <p>従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は、〇印を付けてください。)</p>
---------------------------------------	---	--	--	---------------	-------------	---

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		令和 6 年中の所得の見積額	非居住者である親族生計を一にする事実 (該当する場合は〇印を付けてください。)	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和 6 年中に異動があった場合に記載してください。以下同じ。)
		あなたとの続柄	生年月日				
A 源泉控除対象配偶者(注1)				円			
B 控除対象扶養親族(16歳以上) (平21.1.1以前生)	1	<del>▲▲▲▲</del>	<del>*****</del>	<del>0</del>	<del>〇</del>	<del>宮崎市橋通東 3-3-3</del>	
	2		昭29. 2. 2	円			
	3			円			

◎他の人(配偶者や兄弟、姉妹など)の扶養親族として申告する場合は、該当する扶養親族欄を二重線で見え消してください。  
※必ず、どちらか一方の扶養親族としてください。  
(職員の扶養親族として申告する場合は、職員は修正の必要はありませんが、他の人(配偶者や兄弟、姉妹など)が扶養控除等申告書を修正する必要があります。)

障害者、寡婦 ひとり親又は 勤労学生	配偶者	( )	特別障害者	( )	勤労学生	( )	同居特別障害者	( )
	上の該当する項目及び欄にチェックを付け、( )内には該当する扶養親族の人数を記入してください。							
他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由

◎住民税に関する事項 (この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族 (平21.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族 (該当する場合は〇印を付けてください。)	令和 6 年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和 6 年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。
	1	<del>◆◆◆◆</del>	<del>*****</del>	<del>7</del>	<del>平21. 8. 9</del>	<del>宮崎市橋通西 1-1-1</del>	<del>0</del>	<del>円</del>	
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (該当する場合は〇印を付けてください。)	令和 6 年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
							<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。  
◎この申告書の記載に当たっては、申告について  
◎この申告書は、2か所以上から給与の支払を受ける  
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。

令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	宮崎県知事 河野 俊嗣	(フリガナ)	
宮崎	給与の支払者の 法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。 4 0 0 0 0 2 0 4 5 0 0 0 6	あなたの氏名	
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)	宮崎市橋通東2丁目10番1号	あなたの住所 又は居所	



～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項を含みます。以下同じです。)に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

☑	<p><b>【源泉徴収に係る申告書として使用】</b> …令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。</p> <p>令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受けるときには、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。</p>
☐	<p><b>【年末調整に係る申告書として使用】</b> …年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。</p> <p>年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。</p> <p>※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」(兼用様式)を使用して提出してください。</p> <p>※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください(この扶養親族について「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載して提出する場合は、この申告書を提出する必要はありません。)</p>

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの☐にチェックを付けてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
		明昭 ・ ・ ・ 大平		☐	円

○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ)氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
1			明平 大・ 昭・ 令		☐	円
2			明平 大・ 昭・ 令		☐	円
3			明平 大・ 昭・ 令		☐	円